◆取手市狭あい道路補助申請書に関する説明書◆

☆まず「狭あい道路事前協議」を行ってください　　　　　　　　　　　　取手市　建築指導課

○補助金等交付申請

①　**狭あい道路拡幅整備促進補助**　（取手市狭あい道路拡幅整備促進補助金交付要綱）

→ 既存塀等の撤去費用補助
塀・土留・擁壁等の再築造費用補助

1.【撤去】の場合の必要書類
(1)補助金等交付申請書
(2)誓約書
(3)狭あい道路既存塀等撤去計画書
① 案内図
② 道路拡幅計画図（道路と境界杭の位置を図示のこと）
③ 既存塀等の現況図（面積査定のできるもの）
④ **撤去前写真**
⑤ 見積書(道路拡幅に係る部分の金額が分かるもの)
⑥ 私道のみ公図の写し（隣接土地所有者名記入のこと）
⑦ 私道のみ境界及び中心線立会い確認書

2.【再築造】の場合の必要書類
(1)補助金等交付申請書
(2)塀（土留）再築造計画書
① 案内図
② 築造計画平面図（面積査定のできるもの）
③ 塀（土留）・擁壁の構造詳細図
④ 見積書(道路拡幅に係る部分の金額が分かるもの)
⑤ その他必要と思われる図書

②　**分 筆 測 量 補 助**　（取手市建築行為等に係る分筆測量補助金交付要綱）

1.【分筆測量補助】の場合の必要書類
(1)補助金等交付申請書
(2)分筆測量計画書
① 案内図
② 公図の写し
③ 土地登記簿謄本（おおむね三ヶ月以内のもの）
④ 分筆測量見積書（道路拡幅に係る部分の金額が分かるもの）
⑤ 道路拡幅計画図（道路との境界杭の位置を明示）
⑥ 分筆寄付の場合のみ 取手市私有道路敷地寄附申込書の写し
（管理課の受付印が押されたもの）

○補助金等交付申請後

市　⇒　申請者

補助金等交付決定通知書

申請書類や現地調査により審査し、要綱等に基づき
補助金の額を決定し、通知書を交付します。

○補助事業（工事）完了後

補助事業等実績報告書

（上記補助事業完了に伴う報告）

（1） 関係図面（申請時の計画に変更が生じた時は、変更後の図面）
（2） 請負契約書・売買契約書等の写し（領収書等）
（3） 事業完了の現場写真（全景で2面程度、**塀・擁壁等の場合は配筋及び工程写真**）
（4） その他の事業の完了を証する書類（公図の写し・土地登記簿謄本等）

請　求　書

（補助金交付決定額は、申請時の計画に変更が生じた時は、決定
額の変更をする場合があります。）

振 込 先 口 座 等

振込先口座　の　銀行名、支店名及び口座番号
口座の氏名　は　補助事業者（申請者）の名前　　としてください。

⇩

補助金交付

補助について

狭あい道路に面する敷地において建築行為を行おうとする場合、取手市では確認申請の前にセットバックをしていただくことになります。その際、セットバック部分に既存の塀・生垣等があり、撤去が必要となる場合やセットバック部分を分筆し、地目変更または寄付したりする場合にかかる費用の一部を補助する制度を設けています。

狭あい道路の補助
- ①道路拡幅整備促進補助（撤去・再築造の補助）
- ②分筆測量補助　　　　（分筆測量の補助）

※　法人・会社等は、補助対象外となります。

①　道路拡幅整備促進補助

4mに満たない道路に面する敷地においてセットバック部分にあるブロック塀等を撤去したり、撤去後に再築造したりする場合、補助制度を利用することができます。

補助の金額算定は、次の表によります。

		撤去補助金額 （限度額　50，000円）	再築造補助金額 （限度額　100，000円）
コンクリートブロック塀、土留		5，000円／㎡	10，000円／㎡
板塀、トタン塀、フェンス類		1，000円／㎡	5，000円／㎡
生垣	移植	4，500円／㎡	
	伐採	500円／㎡	

	撤去補助金額 （限度額　50，000円）	再築造補助金額 （限度額　300，000円）
擁壁　（H:50cm以上）	5，000円／㎡	30，000円／㎡

※　面積の算定は、延長（L）×高さ（H）で算出します。

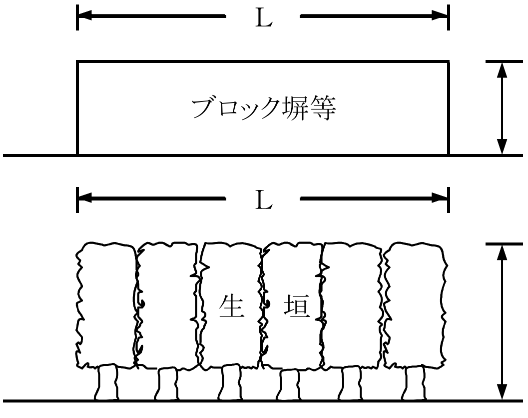

ただし、生垣で延長1mあたり3本に満たない間隔の場合は、総本数n本×0．33＝Lとし高さをかける

（例）

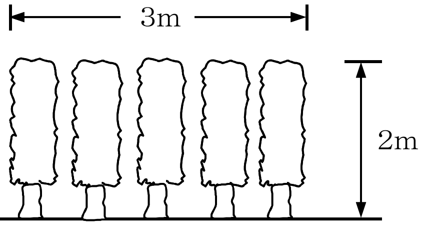

L＝5本×0．33
＝1．65m
算定面積
S＝1．65m×2m
＝3．3㎡

【例－1】現在、道路後退線内にブロック塀 （延長10m×高さ1．4m）があるとします。

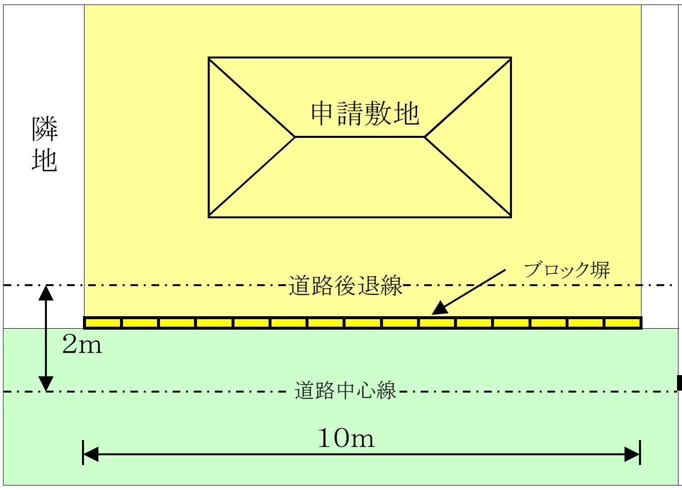

平　面　図

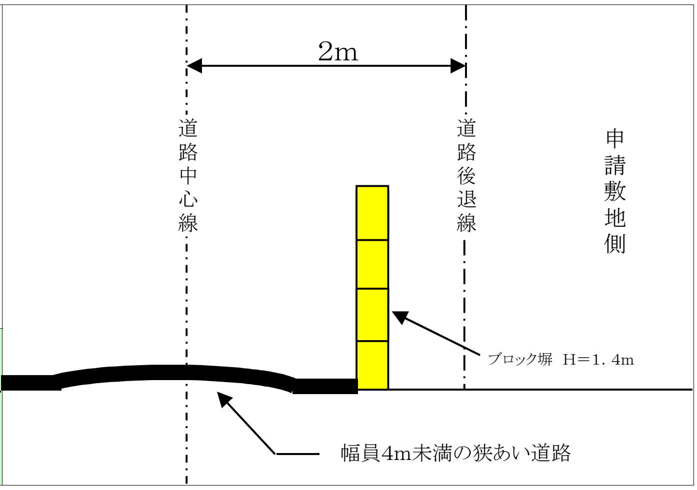

断　面　図

ブロック塀を取り壊すだけの場合

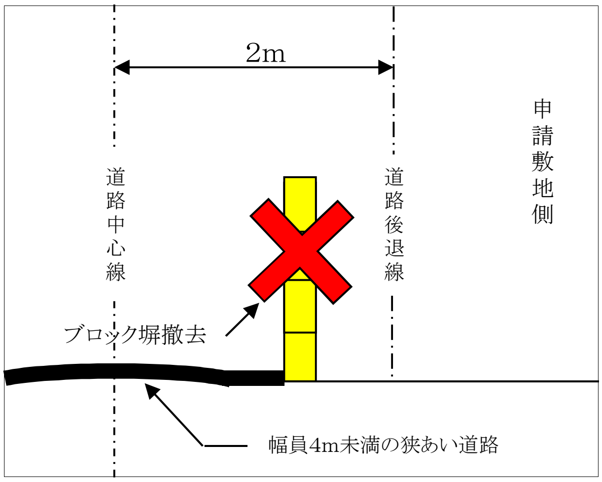

この場合、撤去の補助金が出ます

算　定　式	
長さ　高さ　　単価	
撤去　10m×1．4m×5，000円＝	70，000円
（撤去の限度額は50，000円）	
この場合の補助金総額	50，000円

ブロック塀を取り壊し、新しく造りかえる場合

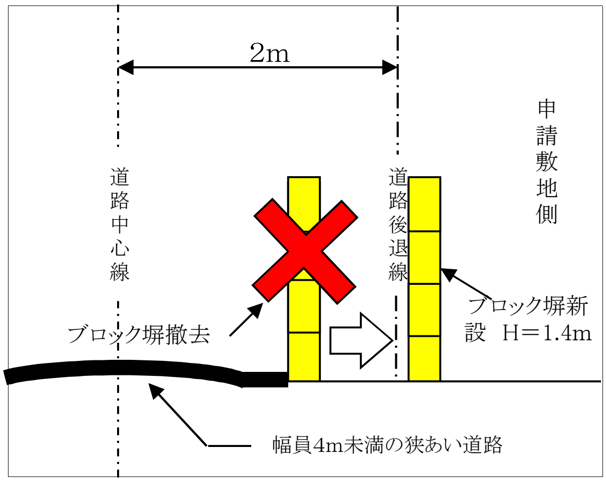

この場合、撤去と再築造の補助金が出ます

算　定　式	
長さ　高さ　　単価	
撤去　10m×1．4m×5，000円＝	70，000円
（撤去の限度額は50，000円）	
再築造　10m×1．4m×10，000円＝	140，000円
（再築造の限度額は100，000円）	
この場合の補助金総額	150，000円

【例－2】現在、生垣（延長12m×高さ2m）があるとします。

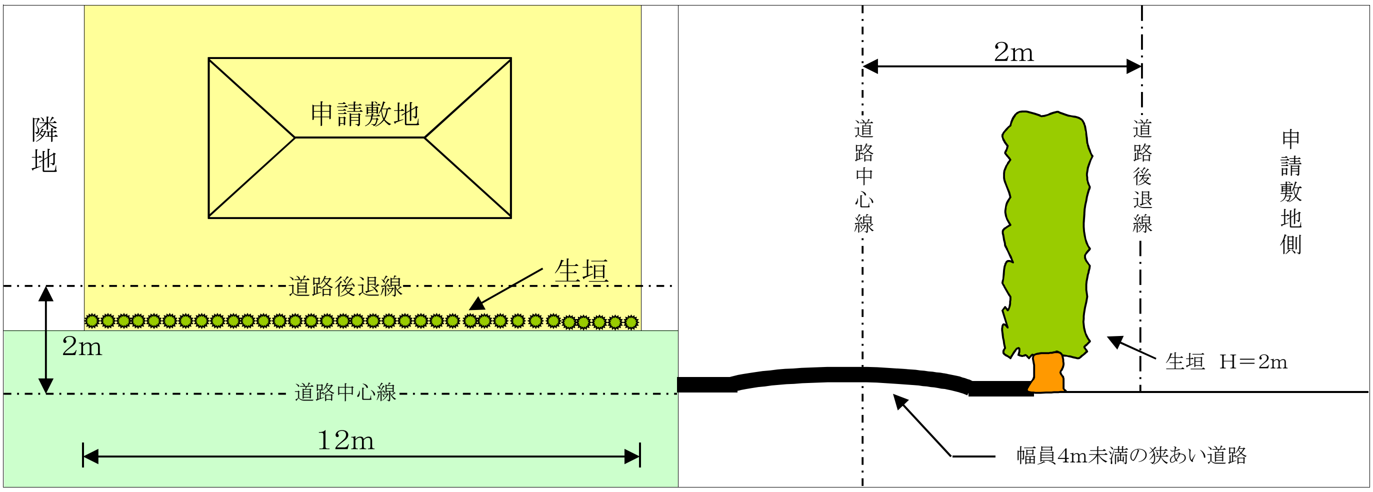

移植をする	伐採する	伐採し、新たにブロック塀（12m×1．4m）を築造する

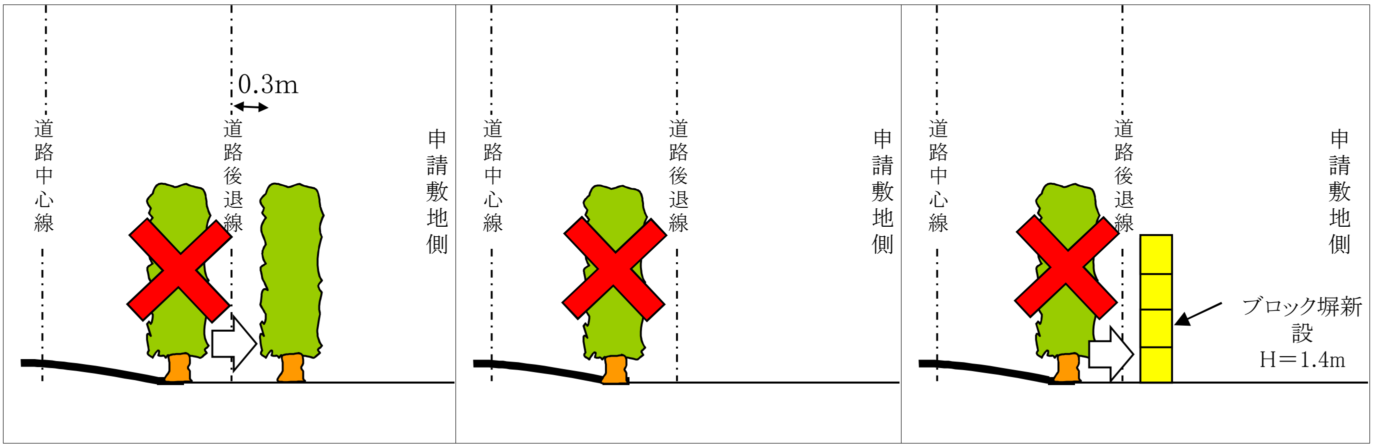

この場合、移植の補助金が出ます	この場合、伐採の補助金が出ます	この場合、伐採と再築造の補助金が出ます

算　定　式	算　定　式	算　定　式
移植12m×2m×4,500円 ＝108,000円 （移植の限度額は50，000円）	伐採12m×2m×500円 ＝12，000円	伐採12m×2m×500円 ＝12，000円 再築造12m×1．4m×10，000円 ＝168，000円 （再築造の限度額は100,000円）
この場合の補助金総額　50，000円	この場合の補助金総額　12，000円	この場合の補助金総額　112，000円

【擁壁施工例】

※平均地盤面と道路との高低差50cm以上のものが、対象となります。

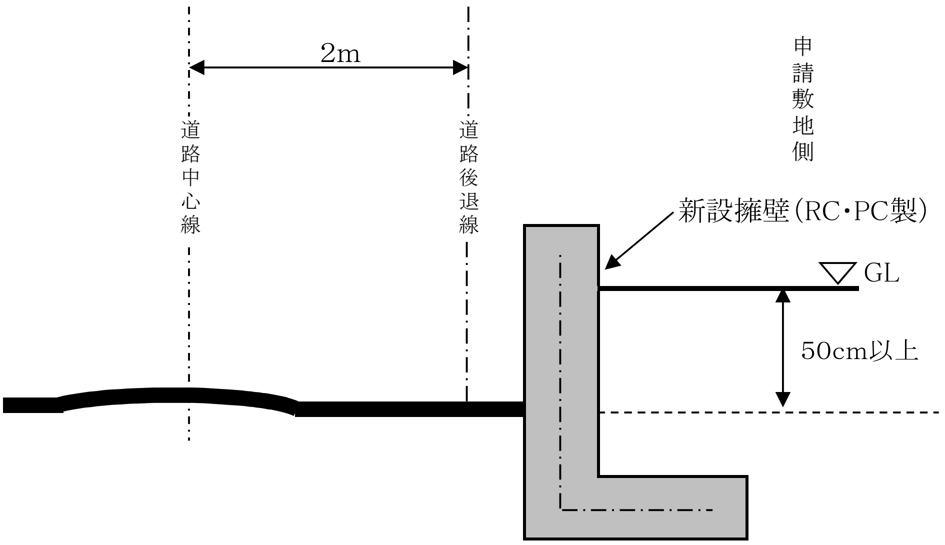

※平均地盤面と道路との高低差が50cm以上、50cm未満のものが混在する場合、下記のような扱いとします。

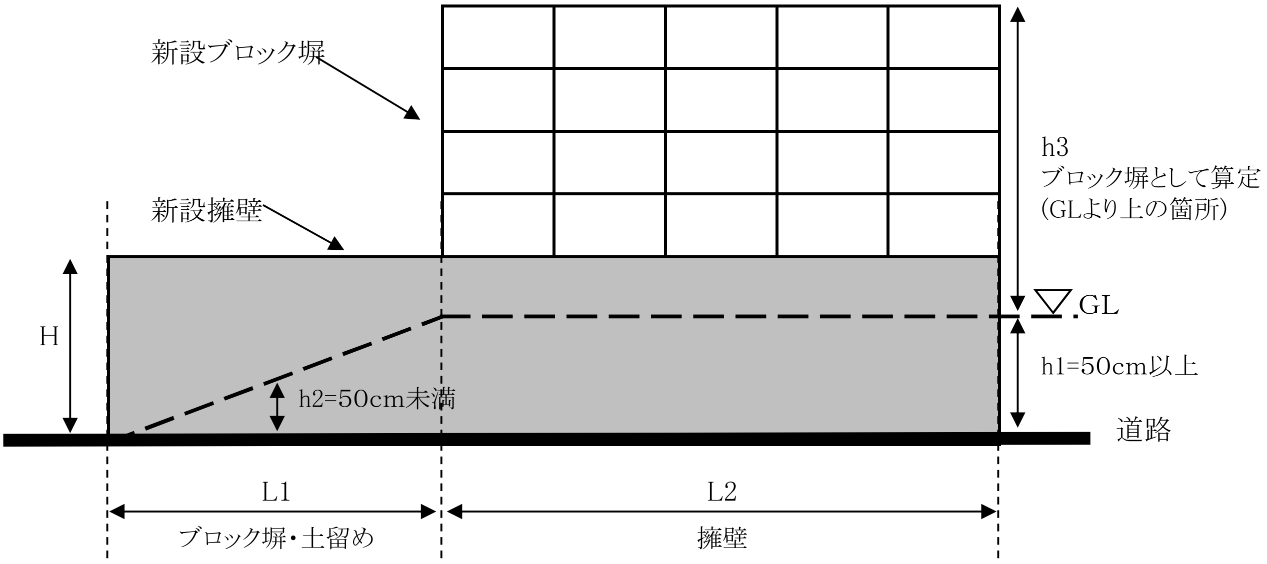

再築造する際の算定式

ブロック塀・土留め	ブロック塀	擁壁
L1×H×10,000円	L2×h3×10,000円	L2×h1×30,000円

【　例　】H＝60cm、h1＝50cm、h3＝90cm、L1＝8m、L2＝12m　の時

8m×0.6m×10,000円＝48,000円	12m×0.9m×10,000円＝108,000	12m×0.5m×30,000円＝180,000円
48,000円＋108,000円＝156,000円 この場合の補助金総額　100,000円 (ブロック塀・土留めの補助金限度額は100,000円)		この場合の補助金総額　180,000円 (擁壁の補助金限度額は300,000円)
この場合の補助金総額は100,000円＋180,000円＝280,000円 (全体の補助金限度額は　300,000円)		

◎道路拡幅整備促進補助をお使いになるとき、特に注意していただく点

A. ブロック塀、土留類を再築造する場合、新しく造るブロック塀、土留類が一定の基準(鉄筋の太さや間隔、基礎の厚さ、控えの壁の有無、その他)を満たすものとしてください。
実績報告時、基準に適合していることを示す**工程写真を提出**いただきますので、必ず撮影しておいてください。

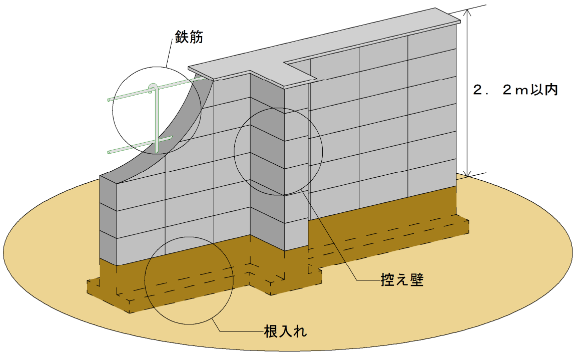

参考 【2．2m以下のブロック塀】

1. 壁について
   ①厚さは15センチメートル以上としてください。
   (高さ2．0メートル以下の塀にあっては、10センチメートル以上)
2. 基礎について (※1)
   ①基礎の丈は、35センチメートル以上としてください。
   ②根入れの深さは、30センチメートル以上としてください。
3. 控え壁について (※1)
   ①3．4メートルごとに設置してください。
   ②径9ミリメートル以上の鉄筋を配置してください。
   ③塀の高さ1／5以上突出したものとしてください。
4. 塀の鉄筋について
   ①壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋を入れてください。
   ②壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に鉄筋を入れてください。
   ③鉄筋は縦横に80センチメートル以下の間隔で設置してください。
   ④鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げてください。
   ⑤縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、それぞれかぎ掛けして定着してください。(※2)
   ⑥横筋は縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着してください。

※1:高さ1．2メートル以下の塀にあっては、基礎および控え壁の基準を除くことが出来ます。
※2:縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことが出来ます。

B. 生垣を移植するときには、枝張りを考慮して道路後退線よりも30cm程度敷地内に移植してください。
また、生垣が道路側へはみださないように、適切に管理してください。

C. 補助金総額の1，000円未満は、切り捨て計算となります。

②分筆測量補助

4mに満たない道路に面する敷地においてセットバックを行い、そのセットバック部分を分筆し、地目変更または市へ寄付する場合、補助制度を利用することができます。私道は対象となりません。

補助の金額算定は、道路後退部分の分筆測量見積書に基づき行い、次の表のとおりとなります。

	地目変更の場合 （限度額　50，000円）	寄付の場合 （限度額　150，000円）
補助金額	見積額（査定額）×1／2	見積額(査定額）

【　例　】

所有者　　　Aさん
所有面積　 100㎡

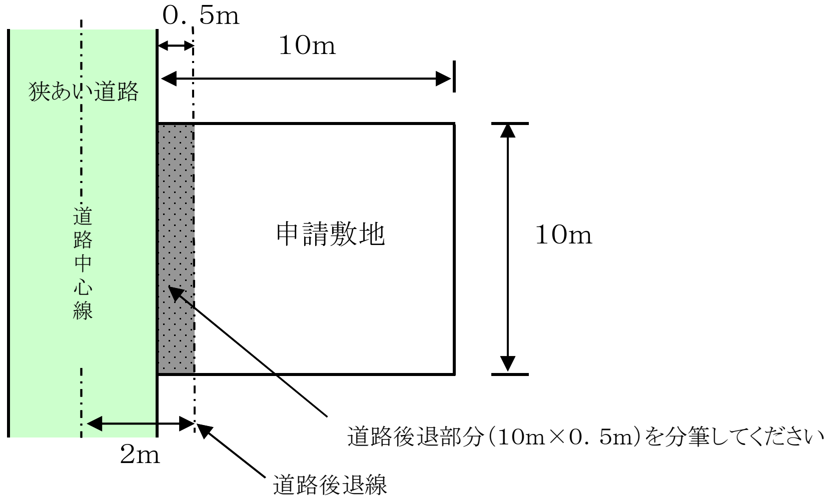

＊地目変更（公衆用道路）をする場合

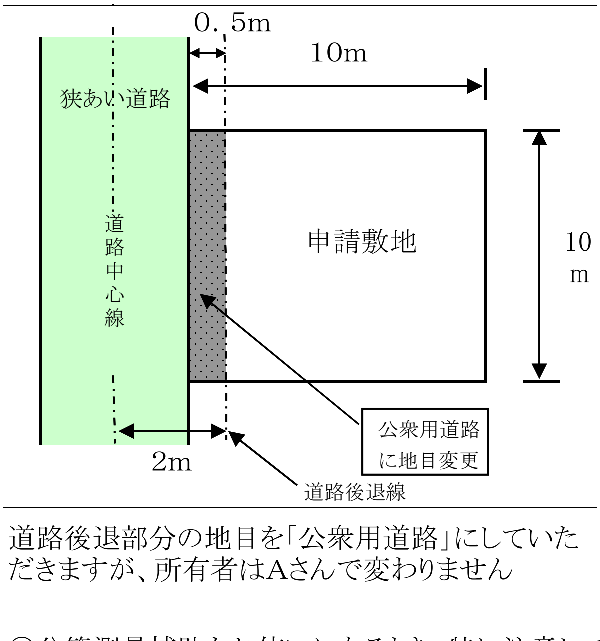

道路後退部分の地目を「公衆用道路」にしていただきますが、所有者はAさんで変わりません

＊取手市に寄付をする場合

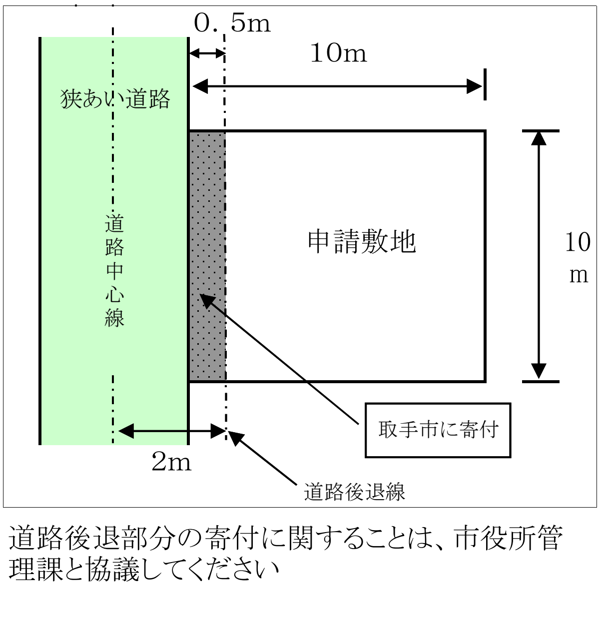

道路後退部分の寄付に関することは、市役所管理課と協議してください

◎分筆測量補助をお使いになるとき、特に注意していただく点

A. 私道には、適用されません。

B. 分筆測量見積は、道路後退部分のみを対象として、適正に算定してください。

C. 補助金額の1，000円未満は、切り捨て計算となります。